

平成28年度水力発電新技術活用促進事業費補助金  
(水力発電実証モデル事業)に係るFAQ

平成28年5月31日

<補助対象事業>

No.	Q	A
1	これまで発電事業を実施したことは無いが、申請することは可能か？	今後事業を行う計画があれば、申請可能です。ただし、事業実施体制を整える必要があります。
2	実証しようとする課題解決は、水車発電機と直接関係無い内容であるが、モデル事業として申請可能か？	公募要領にあるように水力発電の低コスト化や設置可能箇所拡大に資するものであれば申請可能です。
3	特に費用負担の無い事業者が共同提案者として申請可能か？	共同提案者は、必ず費用負担していただく必要があります。役割分担を明確にして費用を計上して下さい。
4	発電出力は、20kW～3,000kWに入らなくてはならないのか、四捨五入で入ることも良いか？	最終的に許認可等の発電出力がこの範囲に入るものを申請して下さい。
5	財産処分制限期間内は、FITの適用を受けないことになっているが、売電することが出来ないのか？	売電目的の契約は認められません。
6	財産処分制限期間の4年を過ぎた場合、FITの設備認定を受けられるか？	設備認定は受けられます。
7	事業が複数年にわたるが認められるのか？	最大4ヵ年まで認められます。
8	法令等の手続きや申請等が公募申請期間に間に合わない場合、申請することができないのか？	手続きが協議中である旨の説明を添付して下さい。なお、設備導入までに許認可を得てください。

＜補助対象経費＞

No.	Q	A
1	流量調査をする予定であるが、補助対象となるか？	事前調査等に該当しますので補助対象外になります。
2	関係法令の申請資料作成の費用は、補助対象となるか？	事前調査等に該当しますので補助対象外になります。
3	電力会社へのアクセス検討費用、連携工事負担金費用は、補助対象経費になるのか。	補助対象経費として認められません。
4	除塵や除草、定期巡視に係る費用は、補助対象となるか？	メンテナンス費用は、補助対象となります。ただし、実証設備の修理費は対象外となります。
5	3年に渡って事業をおこなうが、どのように申請すればよいか？	年度単位で出来高払いとして申請して下さい。
6	複数年度で事業を行う場合、3月や翌年の交付決定前の4月分は、補助金が出ないのか？	補助対象外となりますので、必要であれば、自費で行うこととなります。

＜見積・契約・発注＞

No.	Q	A
1	交付決定前で見積りは、可能か？	交付申請後から可能であり、交付決定前に発注していなければ、問題ありません。入札については、交付決定後に開札して下さい。
2	3者見積りをしたが、結果1社しか応札が無い場合は、問題無いか？	原則3者見積りとし、見積条件を複数社が応札できるものに工夫して下さい。
4	複数年に渡って契約してもよいか？	契約は可能です。ただし、初年度に届け出てください。

＜人件費＞

No.	Q	A
1	業務日誌の印鑑は誰が押印するの か？	日常、業務内容と従事時間を確認でき る責任者が押印して下さい。
2	タイムカードは無いが問題はないの か？	会社で定めている出勤簿を用意下さ い。
3	本事業に専従しているので、タイム カードがあれば業務日誌を作成しな くても良いのではないのか？	タイムカード（出勤簿等）とは別に、 必ず具体的な業務内容を記載した業務 日誌を作成してください。
4	出向社員であるが、健保等級証明 は、出向元からもらうのか？	給与等が補助事業者以外から支払われ ている場合、契約により補助事業者が 負担した分のみを計上してください。

＜実績報告書＞

No.	Q	A
1	支出のあった全ての金額が個別にわ かる資料を添付する必要があるの か？	必要になります。 採択者説明会資料を参考にまとめて下 さい。

<計画変更>

No.	Q	A
1	補助対象経費は変わらないが、事業に要する経費が増額となっても計画変更の対象となるか？	計画変更の対象となります。
2	当初、計上していなかった設備、工事を追加する場合、予算内であるが計画変更の対象となるか？	申請時の事業計画の内容が変更されているため、計画変更の対象となります。
3	水車発電機のメーカーが確定し、機器の出力が変わった場合、計画変更の対象となるか？	計画変更の対象となります。この他にも河川法の協議において出力や使用水量が変更になる場合がありますが、これらも計画変更の対象となりますので留意願います。
4	出力に変更はないが、水車を1台から2台に変更する場合は計画変更の対象となるか？	計画変更の対象となります。

以上